

なくす会ニュースレター

〒330-0064
さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内
Tel048-844-8971 Fax048-844-8973
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

震災に関する消費生活情報

便乗商法や義援金詐欺にご注意ください！

この度、東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた皆様には、心からお見舞い申し上げます。このような緊急時にはこれまでも悪質商法等が横行しており、国民生活センターでは注意を呼びかけています。これまでの被害例や3月11日以降に相談のあった事例・震災に関連した社告等もホームページ上に掲載されていますので、参考にしてください。

⇒http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/sn-20110314.html (出典：国民生活センターHP)

なくす会 学習会&ワークショップ 報告

もうチラシにはだまされない！

～広告表示のワークショップで消費者力アップ～

2011年2月24日(木) 参加：13人

さいたまコープ コーププラザ川越にて開催

長田 淳氏 (なくす会副理事長・弁護士)による学習会

表示の問題に関しては、これまで行政による処分しかできなかったものが、平成21年の法改正で、適格消費者団体も事業者に対し差止請求ができるようになりました。広告など表示の問題は、社会全体、特に消費者が厳しくチェックしていく必要があります。

[不当な表示] 一般消費者が品質や価格等について誤認してしまうようなウソの表示は景品表示法で禁止。

[不当表示の判断基準] 表示に事実とのズレがあるかどうか、一般の人が読み取れる内容かどうか。

優良誤認の対象 『内容について実際のものより著しく優良であるという表示』

例：ただの国産牛なのに神戸牛と表示すること等

有利誤認の対象 『取引条件について実際のものより著しく有利であるという表示』

例：実際は他社でも行っているサービスを「当社だけ」と表示すること等が該当

ワークショップと発表された意見

2グループに分かれそれぞれに、6枚の広告(2月中に新聞折り込みで入っていたもの)について広告チェックを行い、その後、各グループで検討した結果を発表しました。

- ・リフォームの広告→「埼玉・東京NO1のお店」の表示は、根拠が分からない。
- ・エステの広告→「98%の方が満足する」という表示に根拠も対象者も記載がない。



埼玉の消費者行政充実を考えるシンポジウム 報告

～連携で撲滅させる高齢者・障害者の消費者被害！～



3月5日（土）県民健康センター会議室 参加者 52名
（弁護士 11名・司法書士 3名・相談員 14名・行政 8名・消費者 16名）

主催：消費者行政充実埼玉会議

現在も減ることのない高齢者・障害者の消費者被害をテーマに、埼玉県内の市町村でどのような連携をし、消費者行政の活性化を図っていくべきかを考えるためにシンポジウムを開催しました。

前半：各部門からの報告

自治体アンケート・相談員アンケート・埼玉県の消費者行政及び高齢者福祉の現状・見守りネットワークの先進事例・弁護士会、司法書士会の取り組み・基金の活用など。

後半：パネルディスカッション

充実会議事務局長の松苗弁護士をコーディネーターとし、池本弁護士（充実会議代表幹事）、鈴木まり氏（地域包括支援センター保健師）、小柳越子氏（埼玉県・主任相談員）がパネラーとして参加し、これまでの活動やこれから取り組んでいくべき事等について議論を深めました。

最後に『高齢者の消費者被害を防ぐために（提言）』として、「高齢者見守りネットワーク」を推進し、市町村へ体制の強化・連携の場の整備など提案していくこと、消費者行政分野と高齢者福祉分野が連携して地域住民が安心安全に生活できる社会をつくるために、県・市町村の取り組みをチェックしていくことなどを参加者で確認し終了となりました。

《集团的消費者被害救済制度を実現させましょう！》

消費者シンポジウム なくす会をはじめ 8 消費者団体の共催で 3 月 10 日に開催
集团的消費者被害救済制度・・・簡単にいうと???

「泣き寝入りをなくし、悪徳業者のやり得を許さない制度」

この制度は被害にあった消費者が救済されるための仕組みでもあります。肝心の消費者が制度のことをよく知らないのが現状です。理解を深めて制度の実現に向けて運動を盛り上げるため、約 130 名の参加でシンポジウムが開催されました。

生協組合員による寸劇「消費者被害笑百科」、消費者庁企画課の加納企画官からの制度の検討経過報告、主婦連合会参与の清水鳩子さんからの特別報告があり、後半のパネルディスカッションでは実例を含めたパネラーの方の発言により、制度への理解を深めることにつながったと思います。

この間の会議 → 3月に開催を予定していた、第5回理事会・第5回検討委員会・第8回活動委員会は地震の影響による計画停電のため、会場確保や、会場までの電車等の運行が不確定だったため、中止といたしました。

道路拡張に伴う事務所引越し(戻り)のご案内

11 月末より、道路拡張に伴う事務所工事のため一時的に移転をしておりましたが、工事が終了し、4月9日（土）以降は元の下記事務所へ戻ることになりましたのでお知らせいたします。

なお、電話・FAX番号・メールアドレスは変更ありません。

*埼玉消費者被害をなくす会事務所（埼玉県生協連内）住所

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5